

# 理工系キャリア推進会議規程

制 定 令和5年7月20日

## (設置)

第1条 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、理工系キャリア推進会議（以下「会議」という。）を置く。

## (組織)

第2条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本校校長
- (2) 本校副校長 若干名
- (3) 高知県工業会構成員 若干名
- (4) 高知県教育委員会構成員 若干名
- (5) 高知市教育委員会構成員 若干名
- (6) 南国市教育委員会構成員 若干名
- (7) 高知大学構成員 若干名
- (8) 高知工科大学構成員 若干名
- (9) 高知県立大学構成員 若干名
- (10) その他校長が必要と認める者 若干名

## (担当事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を担う。

- (1) 国立研究開発法人科学技術振興機構「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」の支援を受けて実施する事業（以下「本事業」という。）の総合調整
- (2) 本事業の成果の評価及び普及啓発
- (3) その他本事業の推進に関する事項

## (運営)

第4条 会議の議長は、構成員の互選により選出する。

- 2 会議は、議長が招集し、主催する。
- 3 会議は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

## (事務)

第5条 会議に関する事務は、各関係機関の協力を得て、本校総務課が行う。

## (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、令和5年7月20日から施行し、第3条に定める事項が終了した日にその効力を失う。